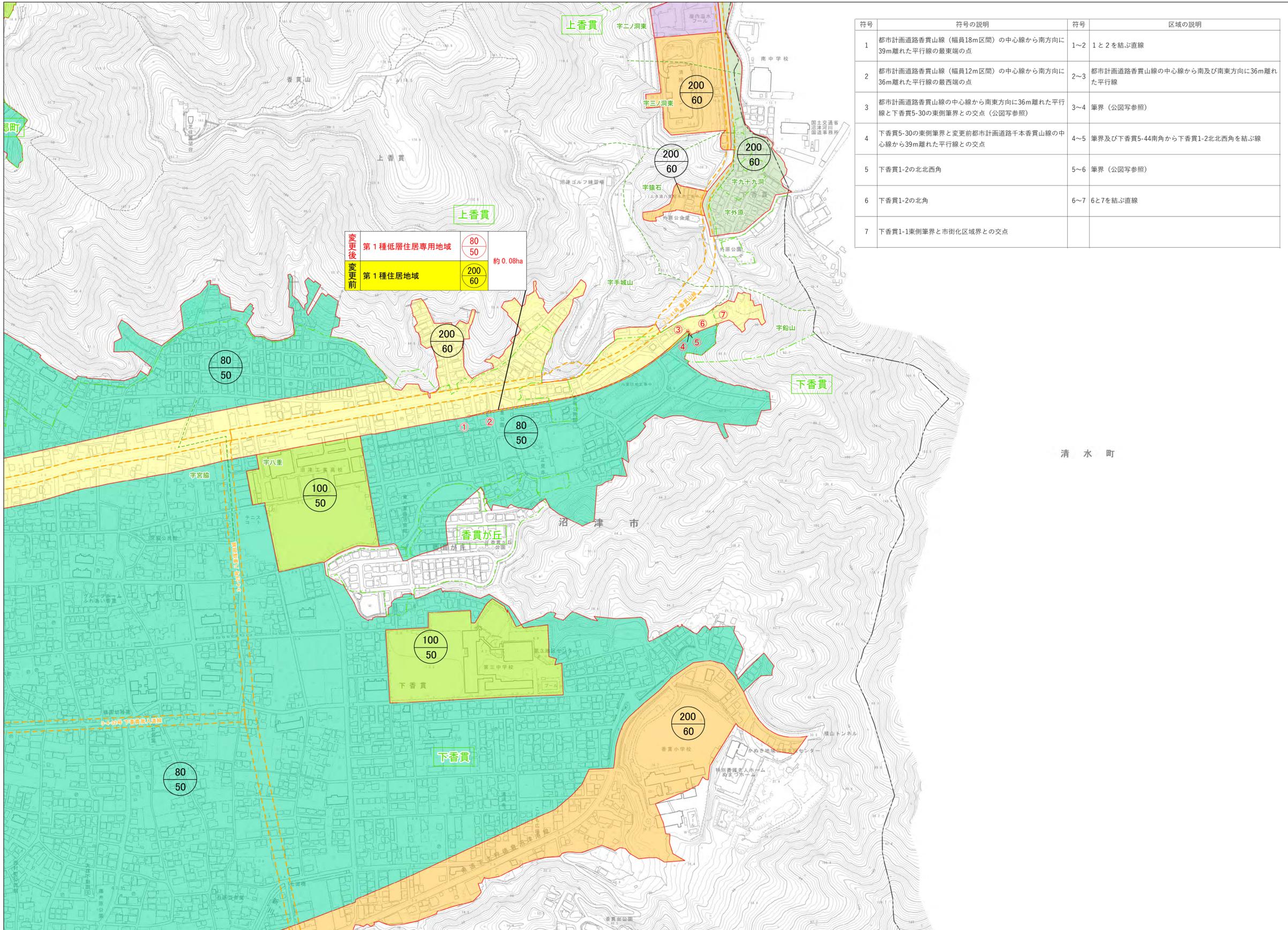


東駿河湾広域都市計画用途地域の変更
 沼津市決定
 計画図



符号	符号の説明	符号	区域の説明
1	都市計画道路香貫山線（幅員18m区間）の中心線から南方向に39m離れた平行線の最東端の点	1~2	1と2を結ぶ直線
2	都市計画道路香貫山線（幅員12m区間）の中心線から南方向に36m離れた平行線の最西端の点	2~3	都市計画道路香貫山線の中心線から南及び南東方向に36m離れた平行線
3	都市計画道路香貫山線の中心線から南東方向に36m離れた平行線と下香貫5-30の東側筆界との交点（公図写参照）	3~4	筆界（公図写参照）
4	下香貫5-30の東側筆界と変更前都市計画道路千本香貫山線の中心線から39m離れた平行線との交点	4~5	筆界及び下香貫5-44南角から下香貫1-2北西角を結ぶ線
5	下香貫1-2の北北西角	5~6	筆界（公図写参照）
6	下香貫1-2の北角	6~7	6と7を結ぶ直線
7	下香貫1-1東側筆界と市街化区域界との交点		



清水町

凡例	
	変更区域
	既決定区域
	都市計画道路区域
	行政界
	大字界
	小字界
	字手城山 小字名
	下香貫 大字名
	第1種低層住居専用地域 $\frac{80}{50}$ $\frac{80}{50}$ $\frac{100}{50}$
	第2種低層住居専用地域 $\frac{100}{50}$ $\frac{100}{50}$ $\frac{150}{60}$ $\frac{200}{60}$
	第2種中高層住居専用地域 $\frac{150}{60}$ $\frac{200}{60}$
	第1種住居地域 $\frac{200}{60}$
	第2種住居地域 $\frac{200}{60}$
	準住居地域 $\frac{200}{60}$
	近隣商業地域 $\frac{200}{60}$
	商業地域 $\frac{300}{80}$
	商業地域 $\frac{400}{80}$
	商業地域 $\frac{500}{80}$
	商業地域 $\frac{600}{80}$
	準工業地域 $\frac{200}{60}$
	工業地域 $\frac{200}{60}$
	工業専用地域 $\frac{200}{60}$
	変更後用途地域 変更後容積率 変更後建ぺい率 変更前用途地域 変更前容積率 変更前建ぺい率 第1種住居地域 $\frac{200}{60}$ 11.1 ha

